

入札説明書

後期高齢者医療制度周知用ポスター制作等業務に係る一般競争入札の公告（令和 7 年 5 月 1 日付け）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

青森県後期高齢者医療広域連合長 西 秀記

2 一般競争入札に付する事項

(1) 次の業務の業務委託

業務内容 後期高齢者医療制度周知用ポスターの制作及び配布作業

実施期限 別紙仕様書のとおり

(2) 納入場所 別紙仕様書のとおり

3 入札説明書の交付及び契約条項を示す場所並びに問合せ先

〒030-0801

青森県青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル1F

青森県後期高齢者医療広域連合 総務課

TEL 017-721-3823（担当 石澤）

FAX 017-723-1401

4 技術的事項に関する問合せ先

〒030-0801

青森県青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル1F

青森県後期高齢者医療広域連合 業務課

TEL 017-721-3821（担当 渡邊）

FAX 017-723-1401

5 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年5月26日（月） 午前10時00分

(2) 場所 青森県青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル1F

大会議室

6 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札に参加する者に必要な資格

(1) 青森県後期高齢者医療広域連合入札参加資格等に関する要綱第2条の規定に該当する者。

- (2) 青森県後期高齢者医療広域連合財務規則第 61 条に基づく指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

8 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

- (1) 入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）1 部に経営規模等調査票を添えて、青森県後期高齢者医療広域連合総務課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明及び必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(2) 申請書の提出時期等

入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、令和 7 年 5 月 16 日（金）12 時までに青森県後期高齢者医療広域連合総務課長に提出しなければならない。なお、郵送により提出する場合は当該期限必着とする。(1)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(1)の審査結果については、当該提出者に対して別途書面により通知する。

(3) 申請書の提出場所

〒030-0801

青森県青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル1F

青森県後期高齢者医療広域連合 総務課

TEL 017-721-3823（担当 石澤）

FAX 017-723-1401

9 入札価格等

(1) 入札価格

入札価格は、総額とする。

(2) 入札書の記載要領

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札者は、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

イ 入札書には、入札年月日、入札価格及び入札件名を記載の上、入札者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

なお、代理人が入札を行う場合は、代理人の氏名（法人の場合には、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印しなければならない。

10 入札書の提出方法等

- (1) 委任代理人が入札を行う場合は、委任状を入札前までに青森県後期高齢者医療広域連合総務課長に提出しなければならない。ただし、有効な期間委任状を既に提出している場合は、不要とする。

(2) 郵便、電話、電報、ファックス、Eメールによる入札は、認めないものとする。

11 入開札の立会い等

(1) 入開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(2) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

12 入札執行回数

原則として3回を限度とする。

13 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県後期高齢者医療広域連合財務規則第93条の規定による。

14 落札者の決定方法

(1) 青森県後期高齢者医療広域連合財務規則第70条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 再度入札等

(1) 開札した場合において落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。

(2) 無効の入札を行った者及び入札を辞退した者は、再度の入札に参加することはできない。

(3) 2回目の入札に付し落札者がいない場合において、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合又は1者を除いて他に有効な入札を行った者がいない場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約により契約を締結する。

(4) 3回目の入札に付し、落札者がいないときは、最低価格の入札者との随意契約により契約を締結する。

16 入札の無効

(1) 入札の参加資格のない者がした入札

(2) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札

(3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札

(5) その他入札条件に違反した入札

17 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。
- (2) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が7に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。
- (3) 契約書（案）別紙のとおり

18 検査

検査は、青森県後期高齢者医療広域連合財務規則第96条に規定するもののほか、契約書及び仕様書に定めるところにより行うものとする。

19 契約代金の支払方法

契約代金は、上記18の検査に合格した後において、当該契約者の請求により支払うものとする。

20 その他

この競争入札を行う場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、青森県後期高齢者利用広域連合財務規則の別記の「入札者心得書」記載のとおりとする。